

広島市都市計画審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市都市計画審議会条例（平成12年3月29日条例第8号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、広島市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会長及び副会長の選挙)

第2条 条例第5条第1項及び第3項の規定による会長及び副会長の選挙は、出席した委員（条例第2条第2項各号に掲げる者につき任命された委員）による指名推薦又は無記名投票の方法によって行うものとする。

(会議の招集)

第3条 会議を開催する場合は、審議会開会の日の、少なくとも7日前までに、委員及び議事に関係のある臨時委員にあらかじめ通知するものとする。ただし、会長において急を要すると認めた場合は、この限りでない。

(代理出席)

第4条 次表の左欄に掲げる委員に事故あるときは、同表右欄に定める者が代理して審議会に出席し審議に加わることができる。

表

委 員	代 理 者
関係行政機関の職員 広島県の職員 臨時委員のうち関係行政機関 又は広島県その他これに準じ る職員	当該委員が委任する 当該機関の職員

(議長)

第5条 会長は、会議の議長となる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開する。ただし、別に定める場合には非公開とすることができる。

2 前項ただし書きに関する事項その他会議の公開に必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(議事録)

第7条 会長は、会議の議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長が会議において指名する委員2人が署名押印するものとする。

3 議事録は、これを公開する。ただし、前条第1項ただし書きに該当する事項は、この限りでない。

(土地区画整理法第55条に規定する意見書の審査)

第8条 土地区画整理法第55条第4項の規定に基づく土地区画整理事業の意見書の採択に係る議決に先立ち行う、同条第5項に規定する意見書の内容の審査に関する方法は、各委員の意見を踏まえ会長が決定するものとする。

2 前項の審査に当たり、会長は、必要があると認めるときは、委員又は庶務を行う職員に事務を行わせることができるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この運営要綱は、平成12年7月18日から施行する。

附 則

この運営要綱は、平成30年12月21日から施行する。